

第1章 第2期高知市教育振興基本計画策定について

I 第2期高知市教育振興基本計画策定の趣旨及び位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。

本計画では、平成27年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い策定した「高知市教育大綱」（高知市の教育の基本理念と7つの基本方針）に基づき、基本方針・主要施策・主な取組について定めました。

また、国や高知県の教育振興基本計画を参酌し、「2011 高知市総合計画 後期基本計画」との整合性を図りながら、本市の教育振興のための施策に関する基本計画として、「第2期高知市教育振興基本計画」を策定しました。

教育基本法（抜粋）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

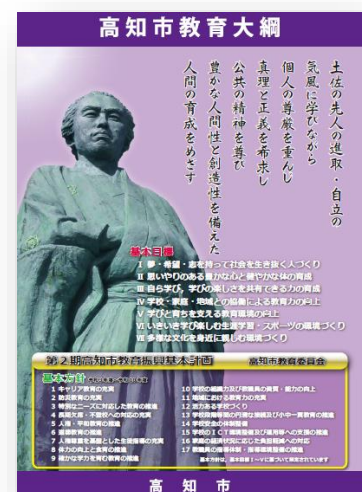
高知市教育大綱（平成28年3月策定）

(1) 基本理念

土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成をめざす。

(2) 基本目標

- I 夢・希望・志を持って社会を生き抜く人づくり
- II 思いやりのある豊かな心と健やかな体の育成
- III 自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成
- IV 学校・家庭・地域との協働による教育力の向上
- V 学びと育ちを支える教育環境の向上
- VI いきいきと学び楽しむ生涯学習・スポーツの環境づくり
- VII 多様な文化を身近に親しむ環境づくり



2 計画期間・進行管理について

本計画の期間は、令和3年度から令和10年度までの8年間とします。

また、主要施策については、今後4年間に取り組むべき主要内容を示し、各施策や具体的な事業について進捗状況の点検・評価を行い、PDCAサイクルを重視しながら本市の教育振興を進めます。

年度	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R01 2019	R02 2020	R03 2021	R04 2022	R05 2023	R06 2024	R07 2025	R08 2026	R09 2027	R10 2028
高 知 市	2011 高知市総合計画 基本構想20年 基本計画10年 実施計画概ね3年															
	前期基本計画(10年) 2011～								後期基本計画(10年)～2030							
	第2次実施計画				第3次実施計画				第1次実施計画				第2次実施計画		第3次実施計画	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">高知市教育大綱</div> <div style="flex-grow: 1; border-bottom: 1px solid black; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: -5px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">→</div> </div> </div>															
	高知市教育振興基本計画				高知市教育振興基本計画【改訂版】				第2期高知市教育振興基本計画(8年) <small>〔4年で主要施策・主な事業の見直し〕</small>							
	高知市学校教育指標															
国	第2期教育振興基本計画						第3期教育振興基本計画									
県	高知県教育大綱						第2期高知県教育大綱									
	第2期教育振興基本計画						第3期教育振興基本計画									

3 計画の対象範囲

本計画は、「高知市教育大綱」における7つの基本目標のうち、基本目標Ⅰ～Ⅴの学校教育に関連する高知市教育委員会所管の施策や事業を対象としています。

4 策定の経緯

本市では、昭和48年度から昭和50年度までは「高知市学校教育重点目標」、昭和51年度から昭和55年度までは「高知市学校教育目標」、昭和56年度から平成24年度までは「高知市学校教育指標」に基づき、時代の変化とともに内容や表現を変えながらも、学校現場と一体となった学校教育を進めてきました。

平成25年度には、新たに平成32年度までの8年間を計画期間とする「高知市教育振興基本計画」を策定し、骨子を「学校教育指標」として、基本理念を具現化するための基本目標や基本方針を示しました。

また、主要施策については、平成25年度から平成28年度までの4年間に取り組むべき主要内容を示し、各施策や具体的な事業について進捗状況の点検・評価を行い、PDCAサイクルを重視しながら、本市の教育振興を進めてきました。

平成28年3月には、基本理念と7つの基本目標から成る「高知市教育大綱」を策定し、この大綱を踏まえ、平成29年度から平成32年度までを計画期間とした「高知市教育振興基本計画【改訂版】」を策定しました。

そしてこのたび、国及び県の教育政策、本市の総合計画の動向を踏まえた上で、これまでの振興基本計画の成果と課題を整理し、令和3年度からの8年間を計画期間とした「第2期高知市教育振興基本計画」を策定しました。

5 SDGs（エスディーゼーズ）【持続可能な開発目標】との関わり

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、経済・社会・環境の3つの調和が取れた社会を目指すための国際目標です。

本市では、総合計画 後期基本計画において、「SDGsが目指す国際社会の姿は、高知市の目指す将来の都市像（「自然と人」（環境）と「人と人」（社会）が共生し、さらに「まちの発展」（経済）が調和した新しい共生文化を自由な精神をもって創造する都市）と重なっており、本市の将来にわたる持続可能な発展を考えるうえでも、本市自らが積極的にSDGsの達成に向けて取り組む必要がある」として、SDGsと総合計画の施策の関連性を明らかにし、各施策に基づく事務事業の実施にあたっては、SDGsの推進や活用を個別に検討していくことを基本姿勢としています。

また、SDGsは、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと、それを実現するための169のターゲット（達成目標）で構成されており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けて全ての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本教育振興基本計画における施策は、SDGsの17のゴール（※p.46 [資料](#)参照）の中の多くのゴールと関連がありますが、「4 質の高い教育をみんなに」を基本としながら、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」等の達成に貢献するとともに、将来にわたって子供たちが夢を持って生きていける持続的な社会の実現を目指し、誰一人取り残すことのない教育の構築を進めます。

【第2期高知市教育振興基本計画の基本目標とSDGsのゴール対応表】

基本目標	関連性の高いSDGsのゴール					
I 夢・希望・志を持って社会を生き抜く人づくり				この対応表に位置付いていないSDGsのゴールについても、各基本目標の施策や取組との関連性を意識しながら取り組んでいきます。		
II 思いやりのある豊かな心と健やかな体の育成						
III 自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成						
IV 学校・家庭・地域との協働による教育力の向上						
V 学びと育ちを支える教育環境の向上						

※ 高知市総合計画 後期基本計画における「総合計画（基本計画）の施策とSDGs17のゴール対応表」で示しているゴールのうち、関連性の特に高いものを抜粋しています。